

新潟市拉致問題等啓発推進条例

(目的)

第1条 この条例は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、北朝鮮による拉致被害者の問題、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）について、市民に対し積極的な啓発を行うことにより、拉致問題等の風化防止を図り、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、拉致問題等に関する市民の認識を深めるため、国と連携を図りつつ、拉致問題等の積極的な啓発を行うよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する啓発を効果的に進めるため、推進体制の充実に努めるものとする。

3 市は、法第4条第2項に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第3条 市は、拉致問題等について市民の認識を深めるため、啓発の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、拉致問題等の啓発に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。